

令和元年度 農林水産省行政事業レビュー 公開プロセス

No.5 農業共済再保険事業

日時：令和元年6月11日(火) 13:55～14:51

場所：農林水産省 本館 7階 講堂

(外部有識者) 二村 真理子 委員、金子 健紀 委員、三浦 希美 委員、上村 敏之 委員、
亀井 善太郎 委員、小林 航 委員

(事務局) 岩濱 洋海 危機管理・政策立案総括審議官、杉中 淳 予算課長、
前田 剛志 広報評価課長

(説明者) 【経営局】大島 英彦 総務課長、玉置 賢 保険課長、小林 勝利 保険監理官
海老原 康仁 保険監理官補佐

○岩濱審議官 それでは、5番目の事業として、農業共済再保険事業について担当から説明をお願いします。

○小林保険監理官 経営局の保険監理官でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、資料1ページ目からご説明いたします。

農業共済再保険事業でございます。昭和22年から農業保険法に基づき行っているものでございます。

事業の目的でございます。農業者が災害等でごむりました損害を補填し農業経営の安定を図っていく、そのような目的で法律に基づき農業共済事業を行っております。この事業の中で、この再保険事業としましては、大きな災害に備え全国的な危険分散を図っているものでございます。すなわち、個々の組合で全ての共済金を払う格好にしますと保険上安定しませんので、国に一定部分の責任を移し、国が全国に危険分散をしているものでございます。これにより、現場において共済金をしっかりと払うことを担保しているものでございます。

事業概要の欄でございます。大きく3つございまして、1つ目は、農家さんが掛金を払うときに、原則その2分の1を国から補填をします、それを交付金として払うというのが1番目でございます。2つ目は、これが再保険部分ですが、国の特会から、大きな災害等があった場合に再保険金を払うというものでございます。3つ目は家畜損害防止事業で、家畜の検査をし、異常がございましたら、早目に対処をして損害を防止していくというものでございます。

そして中ほど、予算額のところでございます。これは特別会計の予算を書いておりますが、毎年600億ぐらいの予算を組んでおります。中ほどの執行率は、ここ数年100%を下回っており

ます。これは幸いにして大きな災害がなかったため、再保険金の請求が少なかったことからこのような格好になっています。こういう場合には特会の中に資金を残しておきまして、大災害時の支払いに備えていくということでございます。もともと仕組み上、過去20年のデータから掛金率を計算しておりますので、20年で収支が均衡することを前提に制度を仕組んでいるものでございます。

下段のほうで、アウトカムでございます。大きく2種類ございまして、引受量としてどのぐらいの規模で加入をしているかというものをしている部分でございます。面積で把握できるものは面積で把握し、家畜などは頭数で把握しており、おおむね100%の達成をしています。

2ページ目で、もう一つのアウトカム指標として、早期に払っていくという指標を設定しています。米麦に関しましては共済金を年内に必ず払うということを目指しています。また、これ以外の品目に関しましては、30日以内にしっかりと払っていくことを目標にしており、これらにつきましても100%達成しています。

参考資料のほうにまいりまして、10ページ目でございます。

10ページの資料の右下ですが、共済金の近年の支払いの状況でございます。最近では1,000億弱ぐらいの支払いで推移していますが、過去を見ますと、大冷害の年などはたくさん払っています。こういうときには再保険金もたくさん出ますので、こういう場合に備える意味で、平時には資金を特会にためておくという仕組みになっています。

続きまして、11ページから、事前に先生方からお求めがございました資料につきましてご説明します。

11ページは、農業共済と収入保険との関係でございます。

一番下の欄に収入保険を書いてございます。収入保険につきましては、対象としては基本的に品目関係なく、全品目を対象にしており、一番下には書いていますが、マルキン対策の対象の品目は除外しております。類似する仕組みとの関係ですが、どちらかに加入してもらうことにして国費の二重助成を避けております。

収入保険の上段に共済事業を個々に説明しておりますが、収入の減少を補填するという機能を持つものに関しましては、選択加入にして重複を省いており、機能が重複しないものは収入保険とあわせて加入してもいいということにしています。

個々に見てまいりますと、農作、畑作、果樹の収穫共済については、選択加入にしていますが、樹体共済につきましては、これは固定資産の損害を補填しますので、機能的に重複しないため、収入保険とあわせて加入できる仕組みにしております。

家畜共済につきまして、肉用牛などはもともと収入保険の対象にしていますが、馬については機能が重複しますので選択制でございます。搾乳牛などは固定資産ではございますので、収入保険とあわせて入っていいということでございますし、病傷共済も診療費を補填するものでございますので、機能的には重複しないのであわせて加入できる、園芸施設もあわせて加入できるということでございます。園芸施設の中で作る農作物に関しましては、これは機能が重複するので収入保険とは一緒には入れない。このような整理をして国費の二重助成を避けていきます。

そして、12ページでございます。双方の関係を書いたものでございます。

もともと農業共済制度は自然災害による収量の減少について補填しておりましたので、価格低下などは対象にしていませんでした。また品目ごとに講じていましたので、品目限定的であり、経営全体をカバーするものではないという課題がございました。

このような課題に対応するために、今年から収入保険を導入したものでございます。我々としては、この共済と収入保険、これを合わせました農業保険の加入推進を図っていくことにしております。

下のほうにイメージ図がございまして、水稻の例で書いておりますが、水稻共済は、これまでは当然加入制がございましたので、加入率は非常に高かったものでございます。今後に関しましては、収入保険または水稻共済に加入いただくということにしております、どちらを選択するかは農家さんの経営判断であり、どちらかを選択していただくようにお勧めしています。我々としては、収入保険のほうが幅広くリスクを補填できますので、収入保険をお勧めしています。

そして、13ページ目でございます。

事務費の関係も説明するため資料をつくりました。

○岩濱審議官 予定時間を超えていますので、まとめていただいて、さらに説明が必要な場合は質疑応答の中でお願ひします。

○小林保険監理官 わかりました。では、説明はここで終わりますけれども、基本的に、合理化を図る意味で近年合併を進め、そして事務費の負担金についても、最近の制度見直しを含めて予算を削減しながらやっているところでございます。

説明は以上でございます。

○岩濱審議官 続きまして、予算課長から論点の説明をお願いします。

○予算課長 本事業についても4点の論点がございます。

まず1点目でございますけれども、農業経営全体の収入減少を補償する「収入保険」や被災した農業用ハウスの再建補助などを行う「経営体育成支援事業」など、類似事業との重複がないかという点でございます。

2点目は、執行率につきまして、関連して、執行率が低い、予算規模は妥当かという点でございます。

3点目でございますが、農業共済について、どの程度の加入率を目標にしているのか。また、加入率引き上げに向けた取組というのが適切かどうかという点でございます。

最後の4点目でございますけれども、「迅速な処理を行う件数」などをアウトカムとしておりますけれども、「農業経営の安定」という目的の達成にどのようにつながっているのかが見えにくいという点でございます。

以上でございます。

○岩濱審議官 それでは、ご質問、ご議論をお願いします。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 ちょうど今年の1月から始まった収入保険との関係というのをぜひ詳しくお伺いしたいんですが、1つ目は、まず農家さんからすると、この農業共済と、新しく収入保険が始まったんだってというときに、例えば、手続とかで何か大きな違いがあるのかというところ、そこを具体的に、例えば、今まで農業共済は農業共済さん、いつもの人たちでやっていたんだけれども、収入保険になったら人がかわるとか、窓口が変わるとか、あるいは手続の方法とか、紙が変わるとか、書かなきゃいけないものが変わるとか、そういうところに大きな違いはないのかというところをお伺いしたい。

特になんですけれども、収入保険にする場合には青色申告者であることが求められるわけですが、農家の場合ですと、青色申告、比較的簡易にできるような手続もあるやに伺ったことがあるんですが、これがどれぐらいの手間があるのか、実際の、どのぐらいのここに差があるのかというところについて教えていただけますでしょうか。

○小林保険監理官 収入保険の関係で質問がございました。

まず、窓口の関係でございますが、現場の農業共済組合が窓口になりますので、基本的に窓口は変わらないということでございます。

次に、申請書はこれまでとは違ってきます。別の申請書で加入申し込みをしていただく必要がございます。これまでは、共済事業は品目別でしたが、収入保険は経営全体が対象ですので、様式が異なります。そして、資料として青色申告書が必要になってきますので、用意してもら

う必要がございますので、このような意味では、手続は共済とは違ってきます。

青色申告の関係ですが、全国で44万経営体が青色申告しています。全体の販売農家さんが130万ぐらいですので、3分の1ぐらいの方が青申をやっています。

簡易なものというのは、日々の取引の結果を帳簿につけていけばよく、複式簿記まで求めるものではございません。そういう意味ではそれ程手間ではないと考えており、また、地元の農協さんなども青色申告のお手伝いをしてくれます。少しでも多くの方に青色申告をやっていたき、収入保険に加入していただきたいと考えているところでございます。

○亀井委員 ありがとうございます。恐らく、青色申告することで課税上のメリットもあるはずでありますので、これは農水省が直接関係ある話ではないんだと思うんですが、それはやはり進めてもらってということなんだろうなというふうに思います。

となるとわからなくなってくるのが、農業共済というのは、ではどうなっていくんでしょうかというお話なんです、ここら辺の大きな方向性というのはどういうふうに考えていったらいいんでしょうか。

○小林保険監理官 今回導入するときに、収入保険と共済は併置することにしたわけでございます。これは、先ほどから申し上げていますように、収入保険は青色申告を要件にしていますので、全ての人がすぐに収入保険に移行できるものではございません。そういう意味では、共済事業も残しておかないと行き場がなくなるので、両方を併置しています。

今後の方向性としては、我々としては収入保険をお勧めしておりますが、全ての方が青色申告をするという状況に今すぐにいけるということではないと思いますので、当面は今の形でいかざるを得ないと思っております。そして将来の方向性として一本化するとか、そこまで現時点で決めているものではございません。

○亀井委員 ありがとうございます。

ただ、そこがはっきりしていけないと、これ、政策としてはそれぞれについて設計される部門の方が必要になってくるし、あるいは支払いについても同じような形でそれぞれに手当てをしていかなきゃいけないですから、何分、これ民間でやっていらっしゃる分には、それはそれで構わないですけれども、公費が一定程度、かなりの部分負担されていることを考えると、確かに今の現時点で、これは示すというのは、これはむしろ農水省さんというよりは、政治としてのリスクが耐えられないのかもしれないなと思うんですけれども、一定程度、どういう、何年間で、例えばシフトをしていくとか、そういったようなことというのは、これは専門家として申し上げれば、政策として示していくことがより必要なんではないかなというふうに思い

ますので、ぜひそういったところをご検討いただければと思います。そこは今日、多分コメントさせていただく形になるんじゃないかなというふうには思っております。

とりあえず以上です。

○小林保険監理官 1点だけ。我々として方向性を決めているものではございませんが、農業の構造が、いわゆる担い手が多くなってくれば、当然そういう方はみずから経営を管理していく必要が生じてきますので、青色申告を行う意義が大きくなってくるといいますので、恐らくは収入保険を使う方が多くなってくるんだろうと、このように思っております。

以上でございます。

○亀井委員 多分そこを、「だろうと思っております」ではなくて、より積極的に、能動的に行うことが求められているんじゃないかなというところを申し上げるんじゃないかなと思っています。

○岩濱審議官 金子委員、お願いします。

○金子委員 まず、10ページの左側に共済事業の加入率という数字が出ていますけれども、これは分母と分子は何をとった加入率なんですかというのがまず第1点と、そこで見ても非常にばらつきがあるわけですが、国費の投入状況を見れば、理論的には入らないと損なはずの、ある種保険として見た場合ですね、通常の民間の保険であれば、保険料から保険金が支払われるわけですから、これは保険料に国費が同額足されて、それが自分たちに戻ってくるわけですから、理論的には入らないと損なはずなのに、極端に低いものがあったりするということは、保険料の設定がうまくいってなくて、逆選択が起きているという可能性を感じないこともないんですが、それにしても先ほどの分母、分子がよくわからないのと、なぜこういうばらつきが起きるのか。今申し上げた、本当に国費がきちんと投入されているということを理論的に理解すれば、入らないという選択はないはずなのに、入らないという人が一定数いるということは、その周知の方法がどうなっているのかという問題と、これはもちろん前に質問したから、13ページですけれども、右側の支出の人件費の581億円。要するに、この共済の管理、申し込み、支払いにどのぐらいの人が日本全国で従事していて、この581億円なのかということをお聞きしたいです。

○小林保険監理官 まず、加入率についてでございます。基本的に農作物などは統計上の面積を分母にいたしまして、実際に加入されている方々の面積を分子として計算していますし、家畜などは全体の頭数を分母にして、加入している頭数を分子にして計算しています。

2点目として、ばらつきが結構あるということでございました。これはさまざまな要因があ

るんだろうと思っておりますが、一般論で言えば、当然、国費が半分入っているので有利なはずですが、個々の経営体ごとに見ると、事故が頻繁に起きているような方もいれば、そうではない立派な経営の方もいらっしゃるということもあり、事故をあまり起こさないような方からしますと、平均的な掛金率では非常に高く見えるということがあろうと思っています。

我々としては、そういうご指摘も受けておりますので、いろいろと運用上の工夫もしており、車の保険で事故率が低ければ掛金下がるという、いわゆる危険段階別の掛金率がなかなか現場で使用されていなかったのを、今年から必ず現場の組合で導入するというような仕組みも入れまして、立派な経営の方も入りやすいよう工夫をしているつもりでございます。それでも農家によって個々に見ると有利と見る人もいるし、そうじゃないと見る人もいるということでもあります。また、農作物共済では、これまで当然加入制と申しまして、一定の面積以上の方は必ず入るという仕組みでありましたので、米麦が非常に高いのは、当然加入制が効いているということでございます。

あと、人件費の関係で何人ぐらいということでもございましたが、農業共済団体が大体7,000人ぐらいの方々が加入推進、そして受け付けなどの事務を行っているというものでございます。○金子委員 そうしますと、まさに今おっしゃったように、事故を起こさない方からすると掛金が高く見えるから入らないというロジックで入らないから加入率が低いんだとすれば、そこはさっき申し上げたように、まさに逆選択が起きているということで、保険制度的には全くよくないのではないかと。これは歴史的な経緯なのかもしれませんが、その農作物のほうは強制加入ということで、でも果樹が低いということは、果樹は歴史的に強制ではないということと、あとわからなかったのは、自動車の等級のような制度があるとおっしゃりながら、今までは使われていなかったという話だったんですが、保険的に言って、そういう保険料があって、使われたり使われなかったりするというのが、制度として意味がよくわからないんです。

本当は、普通、保険料というのは、条件をぴつと入れれば、ぴゅっと保険料が出てくるのが一般的な、少なくともタリフと言われるテーブルがあって、条件とかが決まれば一義的に保険料が決まってくるはずであって、そこに複数の保険料を選択する余地はないというのが保険なんだというふうに私は理解しているんですけども、その現場で使われているとか、いないとかというのは説明の意味がわかりませんので、そこも教えてください。

○小林保険監理官 説明が十分でなかったということだと思いますので説明いたします。

基本的に、農業共済事業は個々の共済組合が元受けということになって、そこで決める部分

がある程度あって、国で大枠は決めているんですが、標準的な掛金率などは国で計算をして示すわけですが、個々の組合がそれをそのまま一律で農家さんに適用するのか、あるいは危険段階別に分けた掛金率を設定して、それを農家ごとに分けて適用していくのかというのは、現場の組合の判断としていたのがこれまでの仕組みでありました。これを今年から必ず危険段階に分けて適用することを義務づけたということでございます。

○金子委員 あと、強制の話は。

○小林保険監理官 強制というのは、水稻とか麦については、これまで当然加入制ということで、いわゆる強制加入という仕組みでございました。今年からはそれを外しておりますが、これまで当然加入制があったのは農作物共済だけでして、これ以外の品目は加入しようと思う方が入る任意加入制で実施してきております。

以上でございます。

○岩濱審議官 上村委員、お願いします。

○上村委員 今の資料、10ページ目の加入率のところ、引き続きなんですけれども、加入率が低いところは、今、金子委員が言われたように逆選択が起こっているということであれば、まさにこの政策目的を達成できていない部分があるというふうに言わざるを得ないですね。それで、今回は農作物については強制加入をやめたということなんですけれども、それは恐らく収入保険のほうに誘導したいということがあったということですが、まさにこの加入率が低いところがあるということは、これはもう本当に強制加入をやるのか、もしくはもうやめてしまうのか、どちらか方向性を決めないといけないんじゃないかなと思うのが1点。

あと、大きな方向性としては、この農業共済制度を縮小化していったら、それで収入保険制度を広げていきたいという方向性はわかったんですけれども、だとすると、この農業共済制度、どういう仕組みになっているか私も不案内でわからないんですが、例えば、どこかに財産が、積み立てみたいなものがあると思うんですけれども、それはどこにあるんでしょう。この共済、個々の共済事業にも存在すると考えていいでしょうか。

○小林保険監理官 答えいたします。

まず、後ろから積立金の件ですが、国庫として持っている分と、個々の団体で持っている分とがございます。これはもともと農家さんに負担していただいた掛金を責任分担に基づいて割り振っています。共済金を払って残った分がそこに残りますので、個々の団体、そして国庫に残るというものでございます。

○上村委員 将来的に、その農業共済制度を縮小していくとなると、その積立金をどう処分す

るかという問題は多分出てくるのが一つですよね。それで、その積立金というのは、ここです
いう変動をしているのでしょうか。そういうデータがないのでわからないんですけども。

○小林保険監理官 国庫については、最近はや々積立金が多くなっています。これは平成
5年のような災害があれば、そういうときにどかんと支払われますので、そういうときに大き
く減り、通常のような被害であればたまる設計になっております。冒頭に申しましたように、
過去20年のデータをもとに掛金率を計算しますので、20年で収支が均衡するような設計であり
ますので、通常ときには特会のほうに残る設計であります。

○上村委員 20年ごとに保険料率が、一種見直しになるという認識でいいですか。

○小林保険監理官 保険料率は3年ごとに見直すことにしております。過去20年のデータを用
いて、掛金率を3年ごとに計算をしています。

○上村委員 過剰に積立金が積み上がっているというわけではないということによろしいです
か。

○小林保険監理官 はい、そのように考えております。数字で申し上げますと、国庫の場合、
1,786億円ありますが、例えば、平成5年のときには再保険金として4,400億円払っております
ので、そういうことが生じれば一気に大赤字になるという水準であり、あり余るほど持ってい
るという認識は持っておりません。

○岩濱審議官 小林先生、どうぞお願いします。

○小林委員 新しくできた収入保険も、再保険の仕組みになっているのでしょうか。

○小林保険監理官 ええ、そのとおりでございます。

○小林委員 その勘定は別に分けているんですか。

○小林保険監理官 はい、分けて設置しております。

○小林委員 それぞれで資産が少しずつ積み上がっているような形に、収入保険はまだできた
ばかりなんではないでしょうか。

○小林保険監理官 基本的には、共済の勘定と収入保険の勘定は分けて管理をしております。
もしも大きな災害があれば、そこはお互いの中で融通をして、農業保険全体として使用でき
るようにはしてございます。勘定としては分けて管理しています。

○小林委員 なるほど、わかりました。

最初のほうの論点にもかかわるんですけども、論点というか、青色申告が収入保険の要件
ということで、そこが一つのハードルになっているだろうとは思いますが、それがそ
の税制上のメリットを受けられるというときに、それがその加入者に響くほどのメリットにな

っているのか、いないのか、あるいはそっちのメリットはあるけれども、あまりなかなか反応してくれないのかということと、それと、もしその共済のほうから収入保険のほうにシフトさせることをもうちょっと積極的に、政策的にやるとすれば、収入保険のほうの保険料を一時的に共済よりも割安にするとかというような政策的な対応というのも考え得るかとは思いますが、そのようなことは検討されているのでしょうか。

○小林保険監理官 収入保険との関係ということでございました。税制上のメリットはあるわけですが、他方で農家さんにとっては、青申をするには帳簿をしっかりとつけて管理する手間がございますので、なかなか対応してもらえていないというのが実際ではないかと見ております。これがまず1点目でございます。

2点目のほうのご質問の、収入保険の掛金を安くするとかということでございますが、農業保険法上、収入保険も共済も、原則国庫としては2分の1を負担するという格好になっており、収入保険のほうを安くというのは難しいかと思っております。現状でも、収入保険は幅広いリスクに対応しておりますので、十分にメリットはあると考えています。そういうところをしっかりと農家さんに説明をしていきたいと考えております。

○小林委員 なるほど。ありがとうございます。

○玉置保険課長 すみません、1点だけ訂正を。先ほど再保険の関係で、収入保険と共済の関係です。一応、再保険のところは勘定は1つになっていまして、そこは特段区切りはなくて、そこから払う形になっています。失礼いたしました。

○小林委員 それともう一つ、青色申告の話で言ったときにというか、両者の関係で言ったときに、その共通する部分というのはあるんで、その部分については、もちろん収入保険のほうにシフトしていくというのは、一つの方向性にはなと思うんですけども、もう一つ、完全にカバーされているわけではないわけですね、要するに、その収量に、収入に相当する部分は共通するかもしれないけれども、その損害の支出で、事故に遭ったときに発生する経費、出費については、この共済のほうでしか対応できないということなので、このセットで加入という説明をしていただいて非常に理解が進んだんですが、そういう意味では、その大きなリスクがというか、収入面と支出面で分散された形になるので、その両方をカバーするために両方の保険に入ってもらふことというのも推奨するべきところなんではないかと思うんですが、それは説明でやっていくのか、それとももうちょっとインセンティブで、それこそさっきのような、両方セットであればそれぞれ入るよりも少し割安になるとかというようなことは検討されているかどうか、いかがでしょうか。

○小林保険監理官 11ページの資料をもう一度見ていただきたいのですが、私の説明が十分ではなかった点があるので説明しておきますと、基本的には、共済事業から収入保険に移行する者が多いのではないかなというようなことを言いましたが、機能的に重複しないところについては共済事業が今後に残ると考えていまして、それは11ページでは果樹共済の樹体共済であるとか、死廃共済の搾乳牛など、病傷共済、そして園芸施設共済、これらは収入の減少を補償するものではありませんので、これらは今後も共済事業でカバーしなければいけないので、これらは間違いなく残るということでございます。機能的に重複するところは、今後の農業構造の変化を考えれば、収入保険のほうに移行してもらったほうが良いと考え、収入保険をお勧めしているということでございます。

○小林委員 かけ合っても収入保険のほうに移行させたいんですか……かけ合う部分についてはか。すみません、失礼しました。

○岩濱審議官 引き続きご議論のほう、必要だと思いますが、コメントもまた記入をお願いできればというふうに思いますので、よろしくお願いします。

金子委員、お願いします。

○金子委員 先ほど申し上げた、国費の投入の状況を考えれば、入らないという選択は理論的にはないにもかかわらず、入らない人が現状いるわけですが、それは各共済団体の問題なのかもしれませんけれども、加入の勧誘というか、周知というのはどういうふうに行われているかというのが1点と、10ページの右下の共済金支払い状況の表なんですけれども、ここ10年ぐらいを見れば、左側、単位が書いていないんですが、多分億なんですかね、1,000億以下ぐらいの年が大半という状況の中で、だから、先ほどの581億円の人件費の人というのは、共済のことだけやっている人なのかなというのが逆に疑問でして、要するに、1,000億払うために581億使っているんだとしたら、ビジネスの一般的感覚としては、およそ効率的とはとても思えない。もっと節約して保険金を払うほうに使いよと、保険会社だったら間違いなく言われるので、その共済団体の人件費というのは、その農業共済のことだけやっている人たちで581億なのかという、そのあたりを教えてください。

○小林保険監理官 まず、加入促進を現場でどうしているかということでございました。未加入者に関しましては戸別訪問をやってもらってまして、基本的に年に1度は戸別訪問をしてご説明をするということでやっています。そういう意味では、共済の存在は知っているけれども入っていないということで、今の加入率になっているということでございます。

そして、10ページの棒グラフについては「億円」で書いていますので、毎年1,000億円ぐら

いのところで推移しています。共済の人数について、先ほど7,000人と申しましたが、国費の入っている共済と、国費が入らずに行っている任意共済とがございまして、任意共済というのは建物とか農機具の共済のことですが、そういったものも含めてこの人件費は計上されております。国費が入った部分と入らない部分が両方加わったものでございます。

そして、我々が国費を払うときには、当然ながら国費の入るべき事業分に係る人件費に払うということにしていますので、そこに限定をして国費を払っているものでございます。

○金子委員 今のお話は、要するに、それが13ページの左側でいうところの事務費負担金というのが、この本事業における共済にかかわる各共済団体のアクションに対してのコストを払っているという理解ですね。

○小林保険監理官 そうです。

○金子委員 わかりました。

○岩濱審議官 関連ですよ。亀井委員、お願いします。

○亀井委員 関連で。今のだと、じゃ、結局581億というのは、さっきの「1,000億払うために581億使っているのかい」というご質問に対しては、どういうふうに考えたらいいんですか。

○小林保険監理官 このうちの一部分が1,000億を払うために使われているということになります。

○亀井委員 一部分というのがどのぐらいの部分なのかという話。何割ぐらいだと考えればいいか。

○小林保険監理官 恐らくざっくり七、八割ぐらいだと思います。

○亀井委員 でも、七、八割は使っているんですか。

○小林保険監理官 制度事業のほうに使われています。

○亀井委員 ということは、1,000億払うために600億の七、八割だから、400億ぐらいは使っているという理解ですか。

○金子委員 多分、それは左側の事務費負担金377億というのが、その1,000億弱を払うのにおよそ使ったというふうに理解せざるを得ない。効率はよくないですが。

○亀井委員 ということは、やっぱりそれは先ほど先生のご指摘があったとおり、もうちょっとここは縮減できるんじゃないのと、こういう話になる。

○玉置保険課長 確かにその1,000億というのは、その年々の、その災害の規模にもよるものだと思います。ただ、当然、1,000億払うために共済の職員が仕事をしているわけではなくて、まず、140万人の農家の方々との契約の作業ですとか、あとは当然現地に行って、被害

があったときに、当然その確認作業に行くですとか、まず基本的な業務があった上で、毎年その災害の規模に応じて、やはりそういった金額が出るものですから、会社でいう収入に対するコストというところ、そこは違う部分もあるのかなということも感じています。

○亀井委員 もちろんそのとおりなのかもしれないですし、農業共済の場合は、より細分化している可能性があるんですが、ぜひここは、これは経営としてベンチマークしていただきたいのは、例えば、日本の損害保険会社の一番取り扱っている商品は自動車保険です。多分、本件より、より細かいはずですよ。例えば、自動車保険事業において彼らが払っているものとか、件数に対していくらかかっているのかとか、彼らの場合は代理店がいるじゃないかとか、多分そういうところもあるんだと思うんですね。

どういう効率化が可能なのかという、ある種業務プロセスを見直すというのは、これは同じ同業が民間でやっていることを踏まえて、業務改善はできる可能性はあるんだと思いますので、これはしばしば農業共済の特殊性をおっしゃることが多いのかもしれませんが、でも似たようなものはあるはずだという中から、ぜひ少し、ここは改善を見出していただければなというふうに思います。

○小林保険監理官 承知しました。我々も事務の効率化は行っていきたいと思っています。13ページの表のところで、先ほど時間がなかったのでご説明しなかったのですが、事務費負担金について、ここ2年はかなり削っています。29年から30年のところは13億円削っておりますし、30～31のところは16億円、近年の動向に比べて大きく削っています。これは2年前に農業保険法の改正をしまして、これまでよりも、より手間のかからない方式に共済事業を見直しておりますので、こういったことを反映させる、こういったことを一定期間のうちに反映させるということでは削っています。

この中には収入保険に移行する者もいますので、共済のパイが減ってくるという効果も入っております。そういう意味で効率化については我々もやってきたつもりでありますし、今後もやっていきたいと、このように思っております。

○岩濱審議官 二村委員、お願いします。

○二村委員 かなり基礎的なというか、幼稚な質問になりますが、先日、6次化の方のところに見学に行きましたときに、養豚業者でいらっしゃったものですから、「共済事業に入っているらしいですか」というふうに伺ったら、「あれは大変にありがたいんだ」というようなお話だったんです。これを見ますと、恐らく家畜共済のほうはかなり加入率も高いんだろうと。

それに対して果樹共済、極めて低いですよ。彼らのリスク管理に関して、ご担当課で把握

されていると思わないんですが、どういう状況にあるかというのは、おおよそおわかりになっていらっしゃるのでしょうか。

○小林保険監理官 果樹に関しましては、自然災害で減収することが多い。そして品質面でも低下することが多くて、被害が多いと思っています。そういう意味で、掛金率も高くなり、一生懸命ちゃんとする方はそれ程被害を受けない。先ほど申しましたように、あまり損害を受けない方にとっては魅力がないんだと思っています。

そういう意味で、むしろ今回の収入保険のほうが、圧倒的に少ない掛金で大きな補償がもらえることになりますので、我々としては収入保険への移行もしくは加入をお勧めしているところでございます。

○二村委員 現状ここまで低いのであれば、恐らく収入保険、もう入り始めていらっしゃる方もいるんじゃないかと思いますが、ほかの事業分野と比べていかがなものでしょうか。

○小林保険監理官 まだデータがまとまったわけではございませんが、現場の声を聞いてみますと、果樹農家に関しては、かなり収入保険を選択している、これまで共済に入っていた方も、収入保険に移行する者が多いと、このように現場の声を聞いております。

○岩濱審議官 三浦委員、お願いします。

○三浦委員 この農業共済の目的、最終的な目的は農業経営の安定を図るためということで、農業経営の安定から考えますと、素人的に考えますと、まず災害に耐え得る農業にすること。その上で、それでも災害に耐えられなかった場合に、共済金に頼ることということで、その中で、先ほどから何回も出てきておりますけれども、業務効率化による運営コスト削減等をされた共済金で、なるべくお金については損害補填の部分に充てられるというところになっていくことと思うんですけれども、その上で、アウトカムが今現在、共済金が年内に支払われた農家数の割合や迅速処理ということになっております。

この制度からしますと、迅速に支払われるというのは、共済という性質からしますと、いわば当たり前というか、困ったときに、本来入ってくる収入のかわりに共済金が支払われるということで、当たり前というような気がしております。成果実績も3年連続全て100%を達成しているという中で、今後こちらの共済金の支払われた、年内とか時間ですね、それをアウトカムに設定をしていくのか、今後変えていくことを検討したほうがいいんじゃないかというのは、ご意見をお願いします。

○小林保険監理官 我々としても、もっと良い指標があれば変えることはあると思っており、日々、悩んでいるというのが正直なところでございます。これまで、再保険事業によって共済

金をちゃんと速く払うということが一番の目的と思っていたので、こういった成果指標を置いておりましたが、より農家さんの経営安定という観点でふさわしいものがあるのであれば変えたいと思います。また、そのコストがあまりかからずにとれるような成果指標があれば使っていきたいと、このように思っております。

○岩濱審議官 亀井委員、お願いします。

○亀井委員 ここら辺の成果指標っぽい話は、多分ベンチマークなんだと思います。さっきちょっと申し上げましたが、コストもベンチマークだし、あるいは支払いの日数もベンチマークだしという形で考えていかれたらいいんだと思います。市場で競争環境にある人たちがいろんな形でやっていらっしゃいますと。そこと比べてどうなのか。

もちろん、農業者に対応しているだとか、それによる、多分メリットとデメリットがあるんだと思いますが、そういったベンチマークを踏まえながら、例えば、先ほどちょうどお話がありましたけれども、技術改善があれば、そこで急速に、もしかしたら何か変えることもできるかもしれないし、一方で、これまでとは違って人手が足りなくなれば、また変わってくることがあるかもしれません。人手が足りなくなったときには、時間がかかるかもしれないけれども、また違うベンチマークが出てくる可能性があって、これは大変残念ながら、やっぱりより効率的、効果的に行えるのは市場にいらっしゃる皆さんなんだと思いますので、そういう人たちと比べて私たちはどうなのかというところを常に見ていくということを考えていく必要があるんだろうなと。

ですから、私たちの中の再保険、この農業共済だけとか、収入保険だけ見ているのではなくて、ぜひそういったような形で類似のところの、何か天災等で不測の事態が起きたときに手当てをする人たち、これはいろんな人たちがいるわけですが、こういう人たちとの常に比較衡量、ベンチマークということを意識していただく。ベンチマークとしては、多分これは代表的な事例になるんだと思いますので、ぜひそういう形で進めていただければなというふうに思いました。

○岩濱審議官 ほかにございますか。

もうちょっとコメントの取りまとめにかかりますので、ご質問等ございましたら。

亀井委員、お願いします。

○亀井委員 たびたびすみません。だとすると、もう一つこれは、先ほど冒頭、一番最初に申し上げた、この事業と収入保険の関係をどうしていくのかというのは、これは最終的には極めて大きな話なので、政治的な決断を委ねる形になるんだと思います。ただ、その前に、ぜひ皆

さんでやっていただきたいのは、最も収入保険に寄せた場合にどういう割合になっていくのか。逆に、農業共済を最も多く残す場合というのはどういう形になるのか。この恐らく幅があるはずなんです。政治というのは、この幅の中で決断するはずなんです。

場合によると、これを踏み越えて外れる場合には、政治には政治のロジックがあるはずで、それはどういうふうにそこを反映するのかというところは考えなきゃいけないんですが、ぜひこれは業務を担当される部局として、その幅がどういうことなのかというところを、場合によると、ではやっぱり共済は最終的に廃止するのか、いやいや、廃止しないでこの部分についてはどうしても残さなきゃいけない。これは収入保険ではどうしてもカバーできない。とすると、ここに特化するという形になる。その特化するのは何なのかというところがより見えてくる形で、どこまでその幅がどのくらい広くて狭いのか、今日の話だとそれすらわからない状況です。ので、ぜひそういったところを、まずはお担当されている行政の部局でいらっしゃる皆さんがまとめられて、その中で判断するのは政治なんだけれども、私たちの心づもりとしてはここからこの間の幅であるというふうに考えている、それは現場の対応力から考えてもこういうふうになるはずだということを、それぞれシナリオとして、政策オプションとして示していただくことが重要だと思いますので、ぜひそういった準備は、さすがに今年の1月に始めておいてつらいということなのかもしれませんが、一方で、1月に始めたからこそいろいろと見えてきて、その中での現実解はここですということは皆さん言えるようになってきているんだと思いますので、ぜひそういったところは、農家の判断に委ねるというだけだと、それは結局、「いやいや、皆さん何やっているんですか」とどうしても言われてしまいますので、ぜひそこはしっかり進めていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いいたしますと思います。

○小林保険監理官　しっかりとご指摘を踏まえて考えていきたいと思っております。もともと農業保険法上も、4年後に関係する制度も含めて見直しをするという条項も入っています。そこに向けても検討しますし、できるようなものは、そこを待たずして対応していきたいと、このように考えております。

○岩濱審議官　よろしいですか。

では二村委員、お願いします。

○二村委員　また興味本位の質問をしますが、加入率が極めて高いところというのはいいんでしょうけれども、低いもので地域差というのはありますか。日本全国津々浦々、同じようなものをつくっているようなものが例えばあるとして、具体的に言うとうくไม่ดีしょうから、ある品目に関して、この地方は高いけれども、この地方は低いよというようなことが極端に出て

いるということになりますと、地域間の所得の再分配になっているかなという気もするんですが、いかがなものでしょうか。

○小林保険監理官 地域差は結構ございまして、ざっくり言うと、一生懸命つくっている大きな産地は結構入ってくれたりしていますけれども、そうではなくて、ぱらぱらしかつくっていないようなところはどうしても低いとか、そういう一般的な傾向はございます。差はございます。

○二村委員 言い方は悪いですが、その収入がなくなったとしても、まああまり大きくないなというような産地というふうに言ってよろしいのでしょうか、ぱらぱらというか。

○小林保険監理官 ぱらぱらというのは、栽培している農家さんの数があまり多くない地域という意味で発言しました。

○玉置保険課長 一番の違いは、やはり災害が、台風だったら台風常襲地帯というのも当然ありますし、東北だったら冷害が起きやすい、北海道もそういう冷害的なものが起きやすいという、やっぱり日本の東西南北に広がりのある国土ですので、そういった特徴ある自然災害の違いで、やはりその災害に備える意識というのも、やはり全体的には違う部分というのも出てきているのかなと思います。

○岩濱審議官 それでは、結果がまとまったようですので、評価結果及び取りまとめコメント案につきまして、二村委員よりお願いいたします。

○二村委員 農業共済再保険事業、評価結果が出ましたのでご報告申し上げます。「事業全体の抜本的な改善」です。

評価結果といたしましては、事業内容の一部改善が2名、事業全体の抜本的な改善が4名という結果となりました。

次に、取りまとめコメントを読み上げます。

事業の課題や問題点です。

果樹共済の加入率が極端に低いようだ。このような事業者はどのようなリスク管理をしているのか。

農業共済だけでもさまざまなメニューがあり、さらに収入保険が創設されたことにより、個々の加入率だけでは全体のリスクが保険でどの程度カバーされているのかということが見えにくくなっている。

歴史的経緯があるとしても、農作物共済だけが当然加入でほかはそうでなく、果樹のように極端に加入率が低いものがあるということは逆選択が起きていると想定される。

収入保険と事業目的と手段が重複している。収入に関する部分で重複する部分については、いずれかに絞ったほうが、運営効率が上がるのではないかと。

加入率が低い共済事業については逆選択が生じている可能性があり、この部分は本事業の政策目的を達成できていない。

積立金が積み上がっているのは問題である。

大きな規模の国費が投入されているにもかかわらず、本年1月から始まった収入保険との関係性が曖昧で、今後の方向性についても、「それぞれの農家の選択に委ねる」としており、事業の担当部局としての意思が不明確。この事業をいかに進めていくか、今後の方向性が見えない。

収入保険への移行を進めるのであれば、①移行期限を決めて公表すること、②条件とされる青色申告への推進等を進めなければならないが、そうした取り組みを見ることもできない。

事務コストのベンチマークが曖昧。ここ数年の削減努力についての説明はあったが、あるべき作業量に対して適正なコストで業務が進められているかどうか、十分に説明できていない。

このような課題に関しまして、事業の改善の手法や見直しの方向性について申し上げます。

今後、収入保険を合わせどう全体を整理するかを検討することが必須と思われる。

共済金1,000億弱を支払うのに事務費として370億を負担しているとしたら、いかにも効率が悪いので、どうコスト削減をするかを研究する必要があると思われる。

農業共済を継続することを前提とするならば、収入保険と重複する部分について、農業共済の独自の価値を見出す必要がある。

将来的には収入保険に一本化して、本事業は縮小化していくことを明確にすべき。加入率の低い農業共済事業は廃止するか、強制加入にするかの選択が必要であるが、収入保険制度が始まったことも考えれば、廃止が望ましい。

事業目的に「農業経営の安定を図る」とあるが、成果指標が農業経営の安定を計測するものになっていない。

積立金が積み上がっている状況と、今後の収入保険への誘導を考えれば、50%の国庫負担率を段階的に縮小していくべきである。

収入保険と農業共済の役割分担について、事業の執行をより効果的・効率的に進めていくとの視点から、まずは担当部局として、その政策オプション（シナリオ）を明確化していくべき。例えば、収入保険の役割をより大きくとる場合とそうでない場合といった複数のシナリオを明確化し、政治的な決断を促していくことが求められる。

民間事業会社の同種の事務手続を踏まえたベンチマークを踏まえて、適正なコストを算出し、これを踏まえた抜本的な業務改善を進められたい。

今後の農業保険全体のあり方を考えるためにも、リスクの総量と保険によるカバー率を可視化すべきである。

以上がご意見でしたが、皆様これでよろしいでしょうか。

以上でございます。

○岩濱審議官 以上で、本事業につきまして議論を終了いたします。ありがとうございました。

休憩を挟んで、次の事業は14時55分からにしたいと思います。